指名停止措置の概要

1. 指名停止業者名及び住所

指名停止対象業者	住所
有限会社　石岡工業	北斗市七重浜1丁目7番38号

2. 指名停止期間

令和　8年　4月　9日から令和　8年　7月　8日まで(3箇月)

3. 事実概要

有限会社石岡工業は、市発注の谷川・島川小学校空調設備設置工事(繰越明許)における二光・石岡特定建設工事共同企業体の構成員として受注し工事施工していたが、工事の工程管理、下請業者への発注管理、使用資材の発注管理が不十分なことにより、工期完了日である令和7年10月30日までに契約履行を完了させることができず、137日間遅延し、令和8年3月16日に完了した。

工事期間中、施工監理委託業者や工事監督員からの必要な業務連絡に対し、虚偽報告をすることが多く、さらに音信不通にするなど、誠意のない対応を繰り返し行っており、工事完了日についても工期内に完了できる旨の虚偽報告を行っていた。また、工事施工に必要な施工計画書や使用材料承認願い、下請人選定通知など必要書類について、施工監理委託業者及び工事監督員から、再三、提出を求めたが、必要な期日までに提出されず遅延するなど、現場管理全般において杜撰であった。

4. 指名停止理由

上記事実概要に起因し、北斗市競争入札参加資格者指名停止基準別表第1第4号(契約違反)に該当するため。